



森信 茂樹 [経歴はこちら>>](#)
中央大学法科大学院教授

税制改正を左右する「誰がどう決める」

予算の季節が始まる。私が最も興味を持って注目しているのは、予算編成、とりわけ税制改正がどのように決定されていくのかというプロセスである。

○党税調中心の自民党時代

自民党政権下の税制に関する意思決定は、自民党税制調査会という絶対的権威が存在していた。その場で、業界要望を集約した「電話帳」と呼ばれるものに、一つ一つマルバツを付与する。大きな税制改正項目については、インナーと呼ばれる少数のベテラン議員の集まる最高意思決定の場で大所高所の議論が行われ、おおまかな交通整理が行われる。このようなやり方で、党のもとでの一元的決定が行われてきた。

税制改正を行う論理・理屈は、民間有識者を構成員とした政府税制調査会で議論されたが、党税調の決定が政府税調の理論を無視することも多く、総理大臣の諮問を受けて答申する機関である政府税調の役割は空洞化していた。

このシステムについては、「責任の所在がはっきりしない」という批判がある一方、個別の利害からは多かれ少なかれ距離を置いた専門的知識の豊富な政治家が、役人主導ではなく、自らの判断で決断してきたという点では評価でき、功罪半ばするものであった。

○政府と党の一元化目指したが

民主党は、このような方式を改め、政府と党の意思決定の一元化を図った。政府税制調査会から民間人を排除し、財務大臣を会長にすえ、各省の副大臣クラスをメンバーとした。このような新たな方式の下で議論され決定された平成22年度税制改正を振り返ると、とても一元化された意思決定とはいえないものであった。

政府税制調査会の議論が一通り終了した後で、「党の意向を踏まえる必要がある」ということで、政府と党（幹事長）との意見交換会が開催され、その場で、政府税制調査会で積み上げてきた議論とは異なる意思決定が少なからず行われたのである。その上、その意見交換の場の議論は公表されていない。つまり、「意思決定の一元化」は事実上行われなかったのである。

今年は早々と「意思決定の一元化」を放棄してしまった。そして、党の政策調査会の中に、年度改正を扱う税制改正PTと、抜本的税制改革を扱う「税と社会保障の抜本改革PT」の2つを立ち上げるという。その上で政府税制調査会は、財務相が会長で総務相と政調会長が会長代行、さらに政調会長は国家戦略相を兼ねるという重層的な布陣となっており、別途、有識者からなる政府税制調査会専門家委員会が配置されている。

このような多重な議論をだれがどうやって仕切り最終決定に導いていくのであろうか。政府税制調査会といってもメンバーは（片山総務相を除き）政治家ばかり、党の方も（当然ではあるが）政治家のみである。政治家同士で、どのような立場に基づいて話し合うのであろうか。

○大所高所から語れる政治家は？

来年度改正では、法人税率の引き下げが大きなテーマとなるが、その際あわせて法人税の課税ベースを拡大することが必要で、そのためには利害の複雑に絡み合った租税特別措置に大ナタを振るう必要がある。そもそも税制は、公平・中立・簡素という課税原則の下で立案されなければならないが、どこの場でどのように議論され反映されていくのだろうか。

もりのぶ・しげき 1950年広島県生まれ。73年京都大学法学部卒業後、大蔵省入省。英国駐在大蔵省参事（国際金融情報センターロンドン所長）、主税局調査課長、税制第二課長、主税局総務課長などを経て、99年大阪大学法学研究科教授。2003年東京税関長、05年財務総合政策研究所長、06年中央大学法科大学院教授、07年ジャパン・タックス・インスティテュート(japantax.jp)所長、東京財団上席研究員。

この間、東京大学法学部客員教授、コロンビア・ロースクール客員研究員を歴任した。

主な著書に『抜本的税制改革と消費税』（大蔵財務協会）、『日本が生まれ変わる税制改革』（中公新書ラクレ）、『わが国所得税課税ベースの研究』（日本租税研究協会）、『日本の税制』など。

現実的に考えると、税制改正に必要なことは、大所高所から考え、しきることのできる有力な政治家が複数存在し、個別の利害から突き抜けて仕切ることである。自民党には、過去の税制改正の経緯を知りつくした政治家で、個別利害より天下国家を論じることに生きがいを感じた政治家が、まがりなりにも複数存在していた。このような政治家がはたして民主党に何人いるのだろうか、年末の議論をじっくり拝見させてもらいたい。